無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成三十年三月一日

一、墳墓等所在地　神奈川県三崎市中原区宮内七一五番地

一、墳墓等の名称　高願寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　吉岡恒雄、本籍不詳　内古閑茂夫

一、改葬を行おうとする者　神奈川県川崎市中原区宮内四丁目三番一二号　浄土真宗本願寺派　高願寺　代表役員　宮本　義宣

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成三十年三月一日

一、墳墓等所在地　宮崎県えびの市大字原田三一八六番地の一

一、墳墓等の名称　宗教法人源照寺　慈照堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　押川達弘、金田チカ子、北元エイ子、城戸ユミ、清藤園美、近見守雄、小西明、朝広重仁、今村俊雄、池田忠、今宿フヂ、追鳥和己、大森正巳、大木下啓子、津口千代子、天神信吉、津曲みか子、辻シヲ、杉水流峻臣、色増久美子、坂元ミツ、新久保一義、崎山悦子、酒井カルエ、下田ノリ、橋口輝子、花原法雄、原田イツ、松本義和、丸山吉彦、丸山誠一、日高泰明、浜脇アヤ子、東山ナツエ、福元テル子、西水流清、中吉光男、渡部功一、渡部憲二、宮毛勉、宮園フキ、三木ヤネ、三輪初美、横尾一慶、吉永保子、山内義照

一、改葬を行おうとする者　宮崎県えびの市大字原田三一八六番地の一　宗教法人源照寺　住職　友清　徹也

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成三十年三月一日

左記相続人　城口千鶴子

一、住所　愛媛県北宇和郡松野町豊岡六一四

氏名　城口　弘

右記の者取戻し営業保証金の額　金三万円

公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　福岡市に代わって公営住宅及びその共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う者

福岡市住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅等の名称

福岡市営住宅条例（平成九年福岡市条例第四十号）別表第一に掲げる市営住宅のうち公営住宅及びその共同施設

福岡市営営松四丁目住宅　ほか一四八住宅

三　一で定める者が行う公営住宅等の管理の内容

イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づく公営住宅等の管理（中央区及び南区内設置の公営住宅等における管理のうち保守管理業務及び緊急・小口修繕業務を除く。）

ロ　その他イに付随する業務

四　一で定める者が公営住宅等の管理を行う期間

イ　平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（城南区内設置の公営住宅等における管理のうち保守管理業務及び緊急・小口修繕業務を除く。）

ロ　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで（城南区内設置の公営住宅等における管理のうち保守管理業務及び緊急・小口修繕業務に限る。）

平成三十年三月一日

福岡市博多区店屋町四番一号

福岡市住宅供給公社

理事長　和志武三樹男

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年3月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①内川観光商事　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5674号　④内川今朝晴　千葉県船橋市飯山満町2丁目380番地3　⑤墨田営業所　東京都墨田区江東橋4丁目9番4号　⑥平成17年10月25日　⑧平成30年1月23日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫千葉県船橋市飯山満町2丁目380番地3　内川俊己

B　①株式会社すみれトラベル　②第3種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第3－992号　④株式会社すみれトラベル　神奈川県横須賀市鴨居1丁目44番9号　代表取締役　河口幸恵　⑤本社営業所　神奈川県横須賀市鴨居1丁目44番9号　⑥平成24年1月25日　⑧平成29年1月24日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫東京都墨田区業平5丁目11番5－405号　株式会社すみれトラベル　代表取締役　永野信之

B　①クローバーハウストラベルサービス　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6042号　④未成哲　東京都国立市富士見台1丁目10番地の16　⑤本社営業所　東京都国立市中1丁目14－45　クローバーハウス㈱内　⑥平成20年6月2日　⑧平成30年2月1日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都国立市富士見台1丁目10番地の16　宋成哲

B　①アロハラナイ株式会社　②第3種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第3－914号　④アロハラナイ株式会社　神奈川県大和市中央七丁目14番1号　代表取締役　遠藤繁　⑤本社営業所　神奈川県大和市中央七丁目14番1号　⑥平成20年2月19日　⑧平成30年1月18日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県大和市中央七丁目14番1号　アロハラナイ株式会社　代表取締役　遠藤繁